

弟子屈町の人事行政の運営等について

1 任用

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成19年		
一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	次年度派遣要員（滞納整理機構）配置 欠員不補充
	総務企画	37	37	0	
	税 務	11	12	1	
	民 生	30	28	-2	
	衛 生	11	11	0	
	労 働	—	—	—	
	農林水産	10	9	-1	
	商 工	6	6	0	
土 木	14	14	0		
	小 計	121	119	-2	
特 別 行 政 部 門	教 育	20	19	-1	欠員不補充
	小 計	20	19	-1	
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	6	6	0	欠員不補充
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	34	31	-3	
	小 計	45	42	-3	
合 計		186	180	-6	

(2) 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

① 定員適正化目標

平成18年度に策定した第5次行政改革大綱において、より効率的な組織機構及び事務事業等の見直しを踏まえ、平成22年度までの5ヶ年間に於いて、定年・勸奨退職者等の補充を最低限に抑え、目標職員定数を156名とします。

② 定員適正化計画の進捗状況

	計画起点 H18・4・1	1年目 H19・4・1	2年目 H20・4・1	3年目 H21・4・1	4年目 H22・4・1
職員数	186	180	175		
削減数（累計）		6 (6)	5 (11)		
進捗率	目標数：156	20.0%	36.7%		

(3) 職員の採用及び退職等の状況

(採用：平成20年4月1日 離職：平成19年4月～20年3月)

区 分	採 用	離 職							合 計
		退 職				免 職			
		定年	勸奨	死亡	自己都合等	分限	懲戒	失職	
一般行政職等	1	4	1	0	0	0	0	0	5
技能労務職	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合 計	1	5	1	0	0	0	0	0	6

2 給与

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成18年度人件費率
19年度	8,632人	6,258,217千円	66,151千円	1,285,527千円	20.54%	19.01%

(2) 職員給与費の状況 (普通会計当初予算)

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たりの給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
20年度	137人	547,284千円	66,345千円	217,555千円	831,184千円	6,067千円

- ※1 職員手当に退職手当を含んでいません。
2 給与費は平成20年度の9月補正予算に計上された額です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	331,356円	361,077円	43.4歳

※平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当及び寒冷地手当の平均額の合計です。

(4) ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)

平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
94.4	91.1	92.7	91.2	94.7

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(5) 職員の初任給の状況 (平成20年4月1日)

区 分		弟子屈町		国	
		初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
一般行政職	大学卒	172,200円	184,200円	172,200円	184,200円
	高校卒	140,100円	148,500円	140,100円	148,500円

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分		経験年数10～15年	経験年数15～20年	経験年数20～25年
一般行政職	大学卒	266,200円	333,300円	343,300円
	高校卒	229,400円	274,800円	320,800円

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成20年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)
1級	主事補・技師補・事務補・技術補	4	3
2級	主事・技師	22	17
3級	主査・主任	32	25
4級	係長・主査	37	28
5級	課長補佐	21	16
6級	課長	14	11

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務としています。

(8) 昇給期間短縮の状況 (平成19年度)

区 分		全職種
平成19年度	職員数 A	180人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数 B	0人
	比率 B/A	0%

(9) 職員手当の状況 (平成19年度)

区 分	弟子屈町	国																		
期末・勤勉手当	1人当たりの平均支給額(19年度) 1,519千円	—																		
	(19年度支給割合)	(19年度支給割合)																		
	<table border="0"> <tr> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> <td></td> <td>期末手当</td> <td>勤勉手当</td> </tr> <tr> <td>6月期</td> <td>1.4月分</td> <td>0.75月分</td> <td>6月期</td> <td>1.4月分</td> <td>0.75月分</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.6月分</td> <td>0.75月分</td> <td>12月期</td> <td>1.6月分</td> <td>0.75月分</td> </tr> </table>		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	6月期	1.4月分	0.75月分	6月期	1.4月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分	
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当														
6月期	1.4月分	0.75月分	6月期	1.4月分	0.75月分															
12月期	1.6月分	0.75月分	12月期	1.6月分	0.75月分															
(加算措置の状況) 職層による加算措置(10,000円~20,000円)	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置																			
退 職 手 当	(平成20年4月1日現在)	(平成20年4月1日現在)																		
	(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 勸奨・定年																		
	勤続20年 23.50月分 30.55月分	勤続20年 23.50月分 30.55月分																		
	勤続25年 33.50月分 41.34月分	勤続25年 33.50月分 41.34月分																		
	勤続35年 47.50月分 59.28月分	勤続35年 47.50月分 59.28月分																		
	最高限度額 59.28月分 59.28月分	最高限度額 59.28月分 59.28月分																		
	その他の加算額 定年前早期退職 特例措置(2~20%)	その他の加算額 定年前早期退職 特例措置(2~20%)																		
退職時特別昇給 無	退職時特別昇給 無																			

特殊勤務手当 (平成19年度)	区 分	全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.1%
	支給職員1人当たり平均支給月額	30,900円
	手当の種類	4
代表的な手当の名称	特殊勤務手当(災害時出動手当・法定伝染病消毒及び行路死亡人収容業務手当) 特殊業務手当(老人養護業務手当・夜間業務手当)	

時間外勤務手当 (19年度実績)	支給実績	10,602千円
	職員1人当たり平均支給月額	6千円

	内 容 (平成19年度)	国と制度の異同	国の制度と異なる内容
扶養手当	①配偶者 13,000円 ②配偶者以外の扶養家族 6,500円 ③15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日後最初の3月31日までにある子 1人 5,000円加算	同	
住居手当	①家賃の額が19,500円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて19,500円を限度に支給 ②自宅の場合 2,500円	異	<国> ①家賃の額が12,000円を超える場合に 27,000円を限度に支給 ②5年間月額2,500円 その後は支給無し
通勤手当	①交通機関利用者 1ヵ月当たりの運賃等相当額 50,000円を限度に支給 ②自動車等使用者 通勤距離に応じて4,100円~18,500円を支給	異	<国> ①55,000円を限度 ②2,000円~24,500円

(10) 給与の独自縮減措置の状況

平成16年度：△2%、平成17～18年度：△3%
平成19～20年度：減額無し

(11) 特別職の報酬等の状況 (平成19年4月1日現在)

区分	町長	副町長	教育長	議長	副議長	常任委員長 議運委員長	議員
給料	788,400円	655,200円	591,300円	292,000円	234,000円	209,000円	184,000円
期末手当	年間4.5月						

※町長・副町長・教育長は平成17年4月1日から平成20年12月31日までの間、本則から10%を減額し、議長・副議長・常任委員長・議運委員長・議員も平成17年4月より5%を減額しています。

3 勤務時間その他の勤務条件

(1) 勤務時間の状況 (平成20年4月1日現在)

①1日の勤務時間 8時間00分

②職員の一般的な勤務時間

開始時間	終了時間	休憩時間	休息时间
8時30分	17時30分	12時00分～13時00分	無し

(2) 職員の年次有給休暇の使用状況 (平成19年1月1日～平成19年12月31日)

総使用日数 (a)	全対象職員数 (b)	平均使用日数 (a) / (b)
1,402	174	8.1

※全対象職員数とは、平成19年1月1日から平成19年12月31日までの全期間に在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、退職の事由がある職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総使用日数としています。

(3) 特別休暇の種類 (平成20年4月1日現在)

種類	付与日数	種類	付与日数
1 公民権行使休暇	必要と認められる期間	12 法要祭日休暇	1日の範囲内
2 官公署出頭休暇	同上	13 夏季休暇	3日の範囲内
3 骨髄移植休暇	同上	14 住居滅失休暇	7日の範囲内
4 ボランティア休暇	1年で5日の範囲内	15 災害事故休暇	必要と認められる期間
5 結婚休暇	5日の範囲内	16 災害時退勤休暇	同上
6 産前休暇	8週間以内	17 妊娠出産後通院休暇	経過月による
7 産後休暇	同上	18 妊娠障害休暇	14日以内
8 育児休暇	1日2回各45分	19 生理休暇	1回につき3日以内
9 配偶者出産休暇	3日の範囲内	20 感染症予防休暇	必要と認められる期間
10 子の看護のための休暇	5日の範囲内	21 育児参加休暇	5日の範囲内
11 忌引休暇	最大で10日		

(4) 育児休業等の利用状況 (平成19年度)

育児休業の取得状況

区分	男	女
新規に取得した者	0人	3人
前年度から引続き取得している者	0人	0人

4 分限及び懲戒 (平成19年度)

(1) 分限処分事由別分限処分者数

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1
法第28条第4項により失職した者					0

※1 法とは地方公務員法をいいます。

2 対象職員は、一般職に属する全ての職員です。

3 分限処分者数

ア 条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員のうち、分限処分に準ずる措置が行われたものは、便宜上分限処分に付された者としています。

イ 平成19年度中に休職期間が更新された者を新たに休職処分に付された者とみなしています。

ウ 失職制度は広義の分限として位置づけられるものであるため、欠格条項に該当する者を分限処分に付された者とみなしています。

エ 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延数です。

(2) 懲戒事由別懲戒処分者数

区 分	戒告	減給	停職	免職	合計
法令違反 (法第29条第1項第1号)	1	0	0	0	1
職務上の義務違反又は怠慢 (法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるに相応しくない非行 (法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	0	0	0	1

5 職員の服務の状況

地方公務員法第30条では、「すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は職員に対し、以下のような服務上の強い制約を課しています。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

6 研 修 （平成19年度）

平成19年度に実施した研修は、以下のとおりです。

【釧路支庁管内町村会主催】

- ・中級職員研修（採用5年目程度） 3日間 6名
- ・法務基礎研修 1日間 2名
- ・法務応用研修 1日間 3名
- ・管理職研修 1日間 4名
- ・初任者研修 4日間 2名

【北海道市町村職員研修センター】

- ・税務事務上級研修（徴収） 2日間 1名

【その他～講師を招いての研修】

- ・テーマ「環境政策とまちづくり」 52名の参加

7 勤務成績の評定の概要

地方公務員法40条の規定により、定期的に全職員（特別職の職員、教育長及び臨時職員を除く。）を対象に勤務日数及び懲戒処分等による評定を実施しています。

評定結果は、昇給・昇格、勤勉手当及び人事異動の資料として活用しています。

8 福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度に関する状況（平成19年度）

区分	受診者数	対象
総合検診	143人	40歳以上の職員及び30歳以上の職員で昨年受診者を除く。（検査項目41）
定期健診	35人	上記に該当しない職員（検査項目6～16）

(2) 公務災害の状況（平成19年度）

加入団体	災害件数	災害の概要
地方公務員災害補償基金 北海道支部	1件	・両手挫傷

9 公平委員会からの報告に関すること

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

該当無し

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

該当無し